

温泉に関する可燃性天然ガス安全対策に関連する制度の概要

1. 関連法律

法律名	目 的	関係規定等
温泉法	温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与すること	・ 温泉の掘削、増掘、動力装置の許可 ・ 温泉の公共の浴用・飲用への提供の許可
消防法	火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資すること	・ 防火管理者による消防計画の作成、火気使用等の監督その他防火管理上必要な業務の実施義務 ・ 消防用設備（警報設備等）の設置・維持義務 等
建築基準法	建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資すること	・ 建築設備（換気、給排水設備等を含む）に関する基準 ・ 建築に際しての建築基準関係規定（他法令の規定を含む）への適合の確認
労働安全衛生法	労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること	・ 労働者を使用する事業者に対し、爆発性・引火性の物による危険等を防止するための措置義務
鉱山保安法	鉱山労働者に対する危害を防止するとともに鉱害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図ること	・ 鉱業権者に対し、人への危害、鉱害防止等の措置義務

2. 温泉法と可燃性天然ガス安全対策に関する現行制度の概要

(1) 温泉の掘削、増掘、動力設置の許可

許可権者 : 都道府県知事

許可基準 : 次の場合以外は、許可しなければならない。

- ① ゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼす場合
- ② 公益を害するおそれがある場合
- ③ 申請者が一定の欠格要件に該当する場合

条件付加 : 許可に温泉の保護その他公益上必要な条件を付することができる。

許可取消、措置命令 : 許可後、上記①②③に該当するようになった場合、許可条件に違反した場合等は、許可の取消し、措置命令ができる。

- 可燃性天然ガスによる火災・爆発事故の危険性は、「公益を害するおそれ」に含まれる。国は上記①②以上の詳細な技術基準は設けておらず、都道府県知事の判断に委ねている。（東京都は安全対策指導要綱を定めている（資料4-2））

(2) 温泉の公共の浴用、飲用へ提供の許可

許可権者 : 都道府県知事（保健所設置市の長）

許可基準 : 次の場合以外は、許可しなければならない。

- ① 温泉の成分が衛生上有害である場合
- ② 申請者が一定の欠格要件に該当する場合

条件付加 : 許可に公衆衛生上必要な条件を付することができる。

許可取消、措置命令 : 許可後、上記①②に該当するようになった場合、許可条件に違反した場合等は、許可の取消し、措置命令ができる。

- 可燃性天然ガスによる火災・爆発事故の危険性は、「衛生上有害」「公衆衛生上必要」に含まれない。安全対策に関する要綱等を定めている都道府県はない。
- 許可の対象は公共の浴用・飲用への提供であり、個人住宅・マンション、農業・工業用、融雪用等の利用は許可の対象外となっている。